

富谷市水道事業広告収入事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富谷市水道事業の新たな財源を確保し、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、もって地域経済の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的として実施する富谷市水道事業広告収入事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 事業の実施については、富谷市広告事業実施要綱(以下「市要綱」という。)に準じて実施する。ただし、市要綱中、審査委員会の規定は適用しない。

2 前項において、市要綱中「実施部長等」とあるのは、「富谷市水道事業副管理者」と読み替えるものとする。

(事業の実施の基準等)

第3条 事業実施の基準等については、富谷市有料広告掲載に関する基準に準ずるものとする。

2 事業の実施の手続きその他実施事項については、富谷市広告事業事務取扱要領に準ずるものとする。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による事業の実施について準用する。

(その他)

第4条 前条までに定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、富谷市水道事業副管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。